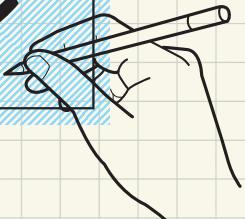


高知県

美しいまちなみのために  
**屋外広告物のルール**



Rule of outdoor advertising  
advertising thing

高知県では、すばらしい景観を守り、広告物の落下等による危害を防止するため、  
屋外広告物の表示や屋外広告業について条例によってルールを定めています。  
美しい風景や快適な住空間を守り、秩序あるまちの景観を形成していくために、  
皆様のご協力をお願いします。  
なお屋外広告物について、高知市内は高知市役所が、  
それ以外の地域は高知県庁が担当となります。

## 罰則について

【条例】第55～60条

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止のため、高知県屋外広告物条例では罰則規定を設けております。

▽ たとえば…

- 登録をしないで屋外広告物に関する営業を行う者、不正な手段で登録を行う者、営業停止命令に違反した者に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 条例に違反して広告物等を設置する者、違反広告物等を取り除かなかった者、営業に関し業務主任者を選任しなかった者に対しては30万円以下の罰金
- 立入検査等において、検査を拒んだ者、妨げた者、忌避した者に対しては20万円以下の罰金など、さまざまな罰則規定を設けています。

## 広告物等の許可に関する問い合わせ先

【高知市内に関して】 高知市都市計画課まで

Tel 088-823-9465

【高知市以外の県内】 各土木事務所の維持管理担当課まで

安芸土木事務所 室戸市・安芸市・安芸郡 Tel 0887-37-9306

中央東土木事務所 南国市・香美市・香南市・長岡郡・土佐郡 Tel 088-863-2175

中央西土木事務所 土佐市・吾川郡・佐川町・越知町・日高村 Tel 088-893-2114

須崎土木事務所 須崎市・中土佐町・梼原町・津野町・四万十町 Tel 0889-42-1859

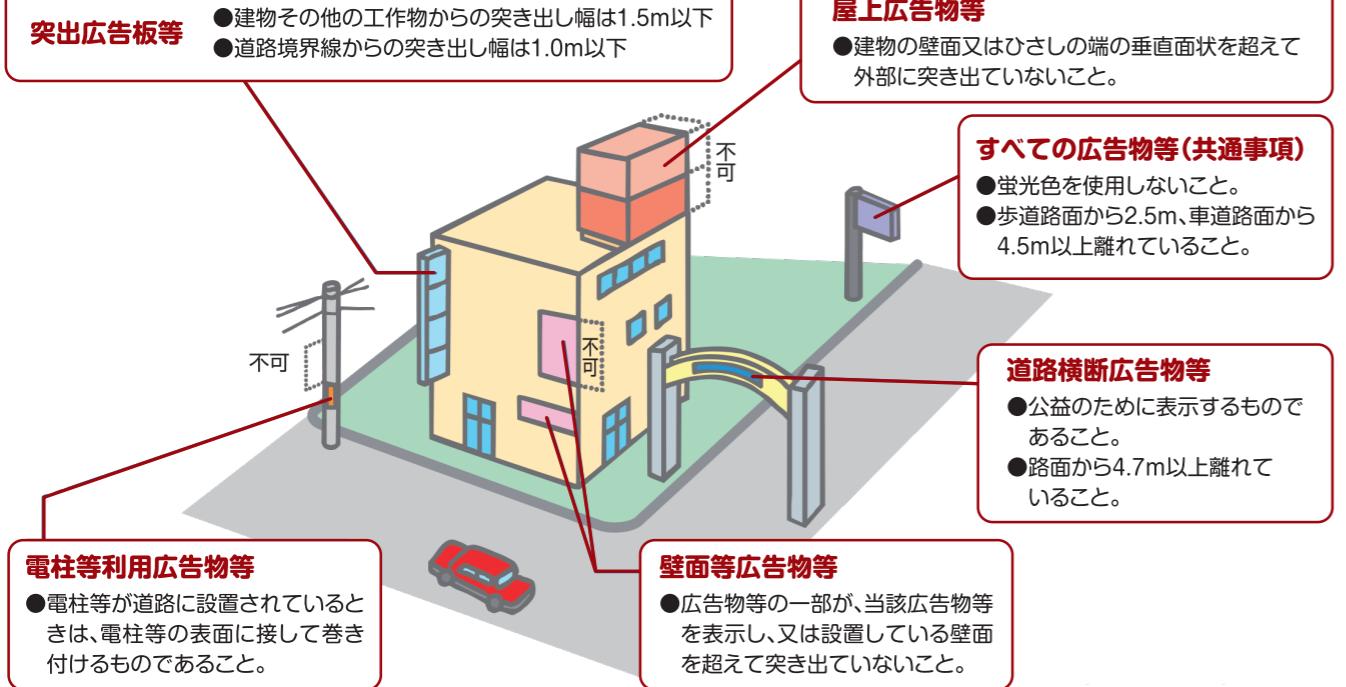
幡多土木事務所 四万十市・宿毛市・土佐清水市・幡多郡 Tel 0880-34-5292

高知市以外の県内について屋外広告業の登録窓口は、高知県土木部都市計画課となります。

Tel 088-823-9846

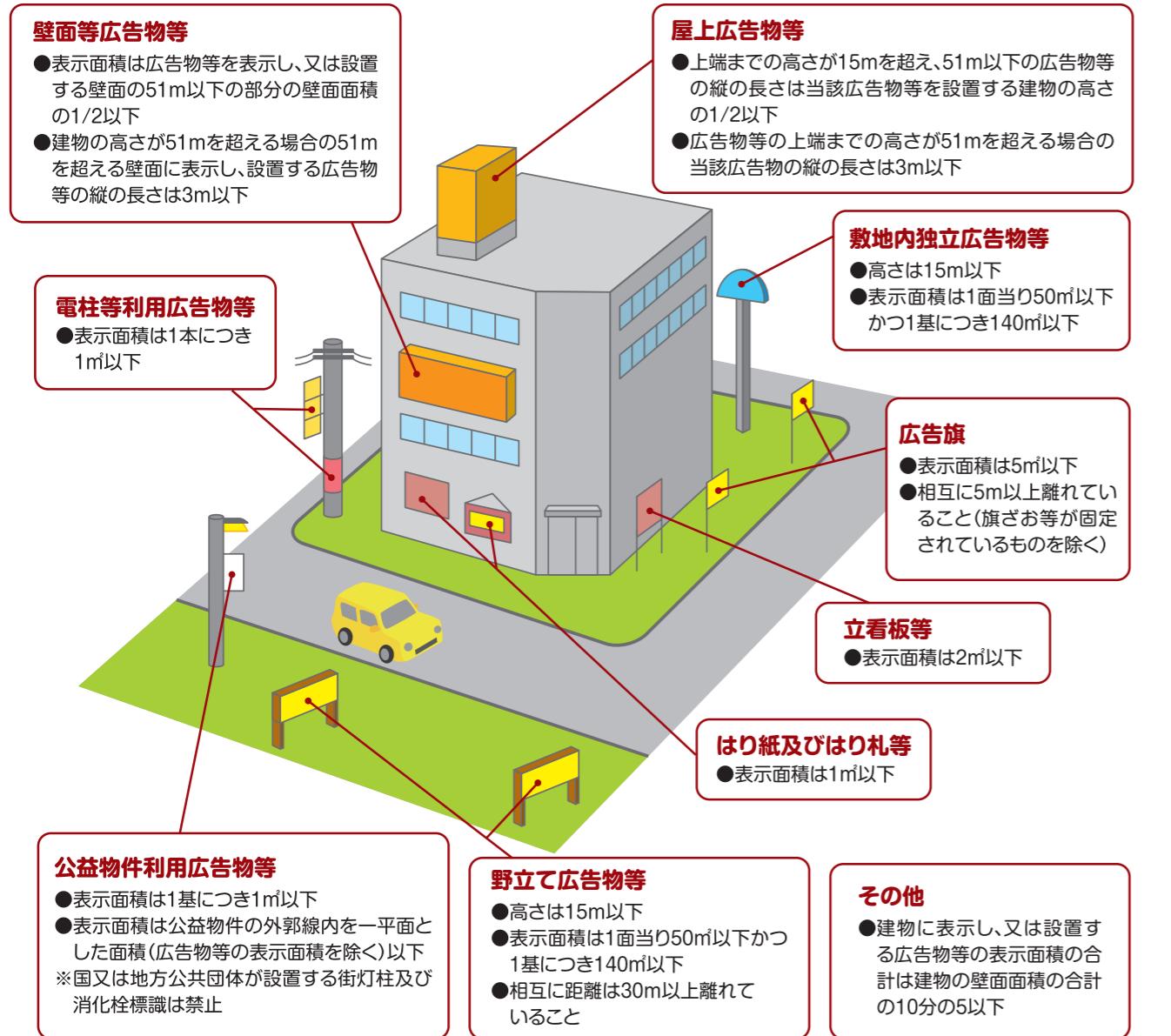
# 屋外広告物の種類により守らなければならない規格

条例第11条



# 許可地域等における許可の基準の解説

条例第12条



# 高知県屋外広告物条例のルール

## 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、さまざまな呼び方がされていますが、高知県屋外広告物条例では、規制の便宜上、次の表のとおり分類しています。

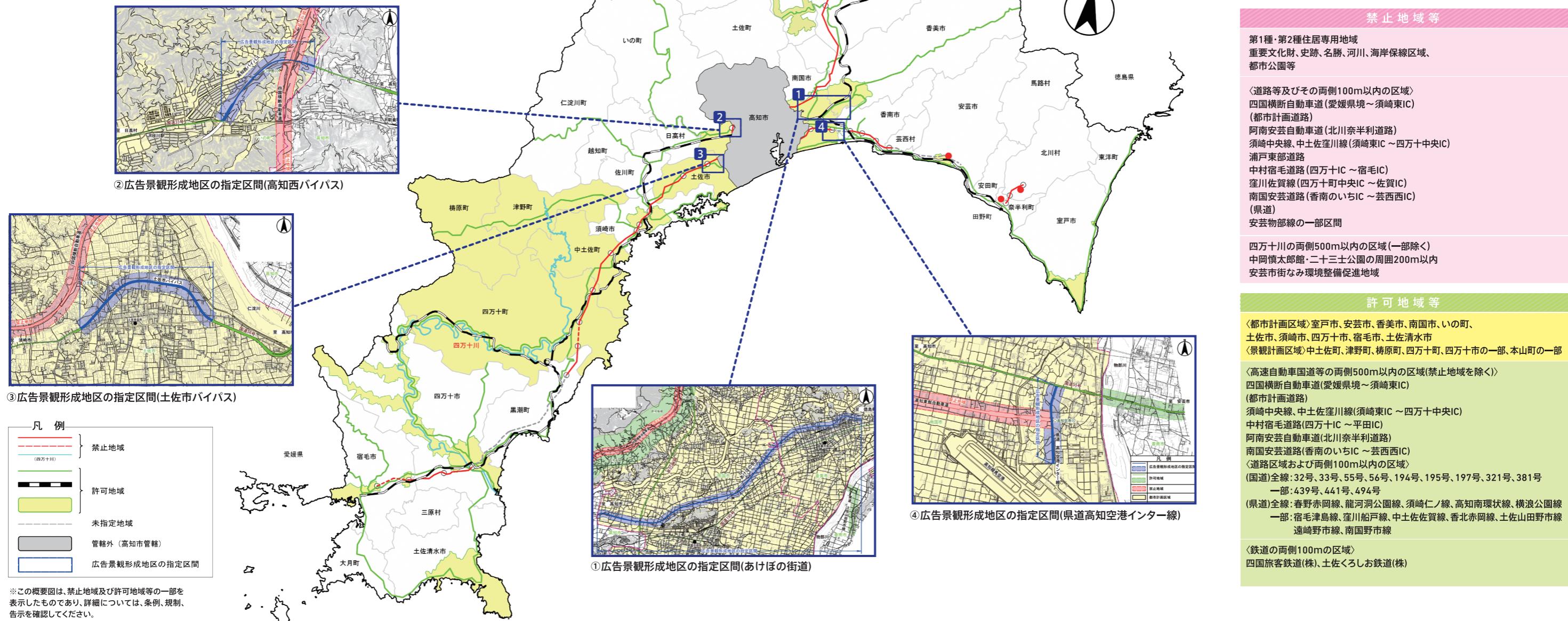
規則別表第1

素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの
はり札等	板などに紙等をはり、又は直接塗装して、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの、その他これに類するもの	
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告用に供する旗	
立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板、その他これに類するもの	
広告幕等	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの	
アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	

利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に表示し、又は設置するもの
電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	
公益物件利用広告等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件を利用して、表示し、又は設置するもの	

敷地形態による区分	建物利用広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に表示し、又は設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に表示し、又は設置するものを含む
突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、表示し、又は設置するもので、板状又はこれに類するもの	
壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に表示し、又は設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの	
敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、表示し、又は設置するもの	
野立て広告物等	建物の所在しない土地に表示し、又は設置するもの	

# 高知県屋外広告物規制概要地図 (H31.4.1現在)



美しく安全で住みよい街をつくるため、条例の規制には大きく分けて4つの柱があります。

## 1 県内全域で次の広告物は設置したり放置してはいけません。 条例第10条

- 著しく汚染し、色あせし、または塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊、落下又は飛散のおそれのあるもの
- 信号機や道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



## 2 広告を出せない物件があります。 条例第4条

次の物件などには屋外広告物を掲出してはいけません。

### 禁止物件

※原則として道路や道路の施設には、広告物は出せません。

- 橋 ●トンネル ●信号機 ●道路標識 ●ガードレール
- 石垣・擁壁 ●街路樹 ●火災報知器 ●郵便ポスト
- 電話ボックス ●照明塔 ●送電塔 ●煙突 ●ガスタンク
- 銅像 ●記念碑 など



次の物件については、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等のみ表示禁止

### 表示禁止物件

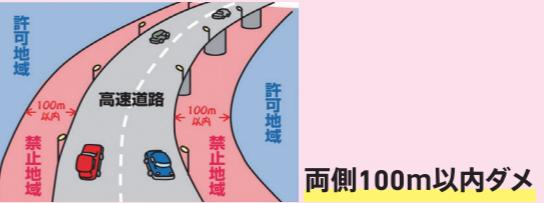
- 電柱 ●街灯柱 ●消火栓標識 ●アーケード等の支柱

## 3 広告を出せない地域があります。 条例第3条

次のような地域では、屋外広告物の掲出はできません。

### 禁止地域

- 第一種・第二種低層住居専用地域等
- 景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等
- 重要文化財、重要有形・無形民俗文化財等
- 自然環境保全地域及び高知県自然環境保全地域等
- 高速自動車国道等の全区間及び知事が指定する区間
- 河川区域、海岸保全区域及び都市公園等
- 官公署、各種公共施設
- 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場 など



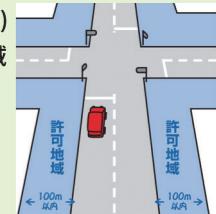
## 4 広告を出せる地域でも許可が必要となる地域があります。 条例第5条

次のような地域では、屋外広告物の掲出について許可が必要です。

### 許可地域

- 高知市を除く下記市町の都市計画区域  
室戸市、安芸市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、  
四万十市、宿毛市、土佐清水市、いの町
- 道路区域及び両側100m以内の区域  
国道: 32号・33号・55号・56号・194号・195号・197号・321号、  
381号の全線(また、439号・441号・494号の一部)  
県道: 春野赤岡・龍河洞公園・須崎仁ノ・高知南環状・  
横浪公園線の全線(また、宿毛津島・蓬川船戸・中土佐佐賀・  
香北赤岡・土佐山田野市・遠崎野市・南国野市線の一部)
- JR四国、土佐くろしお鉄道の両側100m以内の区域
- 四国横断自動車道の両側500m以内の区域  
(そのうち両側100mは禁止地域)などがあります。

両側100m以内!!

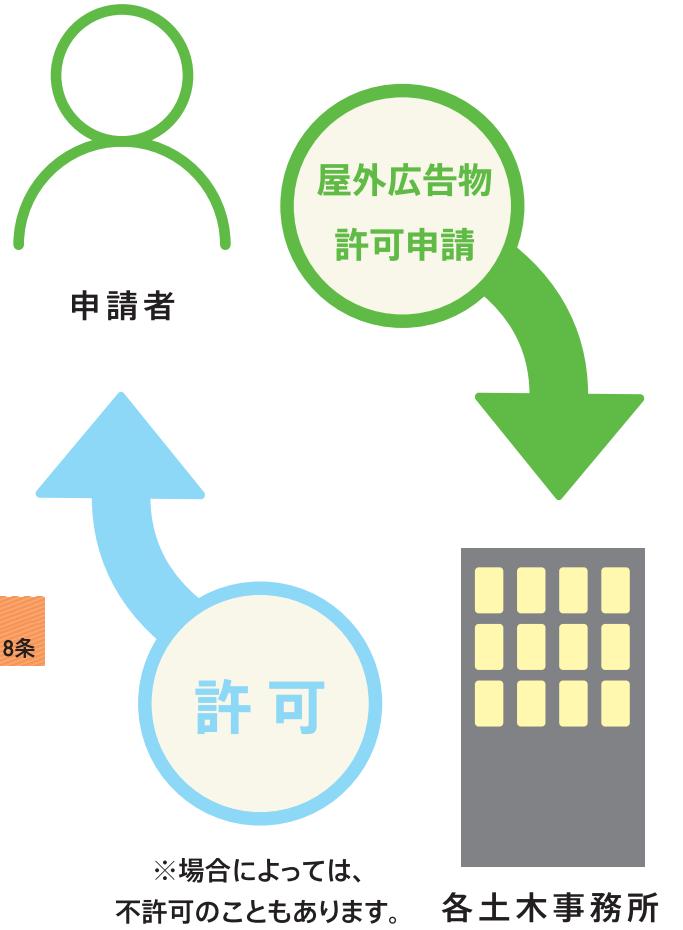


## 屋外広告物許可申請の手続きの方法

広告物を出す前に…  
変更する前に…撤去する前に…  
あらかじめ各土木事務所にご相談ください。  
なお、道路管理者などの許可や建築(工作物)確認等が必要な場合があります。

許可を受けて、広告物を出した人  
または取りつけた人は…  
良好な状態に保ち、許可期間が終わったら、責任を  
もってとりはずしましょう。 条例第21条

許可証 ※必ず広告物に貼り付けてください 条例第18条



※場合によっては、  
不許可のこともあります。 各土木事務所

### 適用除外

禁止地域・禁止物件・許可地域であっても広告物を出せる場合があります。

- 法令の規定により、表示設置する広告物(建築確認の表示など)
- 国又は地方公共団体が表示する広告物(観光地案内地図など)
- 公益のために表示設置する広告物(交通安全標語など)
- 臨時の、仮設的又は慣習的に表示する広告物(冠婚葬祭の表示など)
- 自家用広告物等・管理上の必要に基づき表示設置する広告物等で基準に適合するもの(○○商店など)

条例第9条

屋外広告物を自ら設置する場合以外については、「屋外広告業」の登録を受けたものでないと屋外広告物を設置することができません。

条例第34条

## 許可期間及び許可手数料

広告物等の区分	許可期間	許可手数料
はり紙	6月以内 条例第14条	100枚までごと 500円
はり札等		10枚までごと 500円
立看板、広告旗(土地又は建物等に旗ざお等を固定させて、恒常的に表示し、又は設置するものを除く。)、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等		1基につき 600円
上記以外の広告物等 表示面積(屋外広告物を掲出する物件にあっては表示可能面積)が	3年以内 条例第14条	1基につき 1,400円
●2m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 2,300円
●2m <sup>2</sup> 以上5m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 3,500円
●5m <sup>2</sup> 以上10m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 5,500円
●10m <sup>2</sup> 以上15m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 6,900円
●15m <sup>2</sup> 以上20m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 9,500円
●20m <sup>2</sup> 以上30m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 12,700円
●30m <sup>2</sup> 以上40m <sup>2</sup> 未満のもの		〃 17,000円
●40m <sup>2</sup> 以上50m <sup>2</sup> 未満のもの		20,100円に50m <sup>2</sup> を超える面積が10m <sup>2</sup> ごとに(10m <sup>2</sup> 未満の端数は切り捨てる。)に3,100円を加算して得た額
●50m <sup>2</sup> 以上のもの		

### 許可の期間について

- (1)許可の期間が3年以内とされているものの新規又は変更等の許可の場合の許可期限は、原則として設置の日から2年を超えて3年以内の3月の末日とします。  
(2)特例的な処理を行う場合は、許可の期間を短縮することができます。

条例第14条

### 許可を受けた後の留意事項

- (1)許可を受けている期間を経過した後も引き続きその広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、許可の期間の更新の許可が必要です。 条例第15条  
(2)許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、別に許可が必要です。表示内容又は意匠に変更を加えない程度の補修又は塗り替え等の場合は、許可是必要ありません。 条例第16条  
(3)許可を受けた広告物等(許可の押印を受けたものを除きます。)には、交付を受けた許可証票(シール)をはり付けておかねばなりません。 条例第18条  
(4)このほか、広告物等許可証に留意事項が記載されていますので、これによることとしてください。

### 広告物等の管理義務

広告物等は常に良好な状態に管理する必要があります。広告物等の表示又は設置の申請をしようとするときは、県内在住の管理者を定めて申請書に記入する必要があります。

この場合において、その広告物等が、自家用広告物等以外のもので、表示面積が30m<sup>2</sup>を超えるものであるときは、管理者は屋外広告士又は建築士であって屋外広告物講習会の修了者等でなければなりません。

条例第19条

高知県屋外広告物条例が改正され令和2年4月1日から運用が始まります。※高知市内を除く

■許可広告物の点検が義務となります。 ■規模によって有資格者の点検が必要となります。

許可更新の申請の際、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無を点検する必要があります。

#### (1)点検が不要の広告物(簡易な広告物又は掲出物件)

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利用広告物等(電柱等の表面を直接塗装したもの又は電柱等の表面に接して巻き付けたものに限る。)又は壁面等広告物等(壁面等の表面を直接塗装したものその他これに類するものに限る。)

#### (2)有資格者の点検が必要な広告物等

広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4mを超えるもの

#### (3)有資格者の規定

- ①屋外広告士
- ②屋外広告物講習会受講済み等の建築士
- ③広告物又は掲出物件の点検技能講習修了者

条例第19条の2